

平成22年度財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター事業計画書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

1 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1号関係）

事業の目的	事業名	内容
勤労者の要望に応じた勤労者福祉の総合的な事業を実施するため、労働環境、余暇施設、余暇活動及び福利厚生等の調査研究を行う。	(1) 勤労者福祉に関する調査 (2) 勤労者福祉施策調査研究	勤労者福祉施策研究会等に参加し、勤労者福祉に関する情報収集、研究を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・(社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会 ・東京都中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会 ・特別区勤労者福祉サービスセンター事務担当者連絡協議会

2 中小企業勤労者福祉に関する各種研究会・講習会等事業（寄附行為第4条第2号関係）

事業の目的	事業名	内容
勤労者の要望に応じた勤労者福祉に関する各種研究会・講習会等を実施する。	中小企業勤労者等のための各種研究会・講習会等の実施 (1) 各種教養講座	<ul style="list-style-type: none"> ①カルチャー講座の利用補助 ②NHK学園生涯学習通信講座の利用補助 ③親子料理教室の実施 2回 ※全福センター協定施設(講座)の割引利用 ※全福センターライフサポート倶楽部協定施設(講座)の割引利用

3 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第3号関係）

事業の目的	事業名	内容
勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業などについての必要な情報を提供する。	(1) 広報紙（ウイングあらかわ）の発行 (2) ホームページによる情報提供 (3) あらかわ区報、荒川区関係団体ニュース等への掲載 (4) 全福センターガイドブックの配付 (5) 全福センターライフサポート倶楽部ガイドブックの配付 (6) 普及・啓発事業	全会員に配付 7回 事業案内、入会案内等 一般区民への事業参加募集及び会員募集記事の掲載 全会員に配付 全会員に配付 国、東京都、荒川区が実施する勤労者福祉事業の普及及び啓発

4 中小企業勤労者福祉事業（寄附行為第4条第4号関係）

(1) 在職中の生活安定事業

事業の目的	事業名	内容
祝金・見舞金・弔慰金の給付金支給事業及び臨時に要する経費のための生活資金融資のあっせん等を行う。	(1) 給付事業 (2) 勤労者生活資金融資あっせん事業	① 祝金：結婚、金婚、銀婚、出産、入学、成人 ② 見舞金：入院、障害、住宅災害 ③ 弔慰金：死亡 中央労働金庫荒川支店へのあっせん及び利子補給等 ・限度額：100万円 ・償還期間：5年以内 ・資金使途：教育費、住宅費等の臨時に必要な資金

(2) 健康維持増進事業 (続き)

事業の目的	事業名	内容
	(3) 定期健康診断受診補助	会員が労働安全衛生法に基づく定期健康診断を受診した場合、事業主にその費用の一部を補助する。

(3) 退職後の生活の安定等事業

事業の目的	事業名	内容
充実した退職後の生活を送るための生活設計等援助事業及び情報提供を行う。	(1) 中小企業退職金共済掛金の補助及び共済制度の普及・啓発 (2) 各種相談	中小企業退職金共済制度の掛金補助及び普及・啓発 ②全福センターライフサポート倶楽部 無料相談(税務・資金運用・冠婚葬祭など)

(4) 自己啓発・余暇活動事業

事業の目的	事業名	内容
指定宿泊施設の提供、レクリエーション事業等を実施し、勤労者の余暇活動の充実等を図る。	(1) 宿泊補助	○対象宿泊施設 ①指定宿泊施設 : 205施設 ②指定旅行代理店取扱い宿泊施設 ③指定外宿泊施設 ○補助内容 (補助額) 会員及び家族 : 1泊3,000円 (宿泊数) ・在会10年以上の会員 : 年度内6泊 ・在会10年未満の会員 : 年度内4泊 ※センター割引宿泊施設の割引利用 ※全福ネット協定宿泊施設の割引利用 ※全福センターライフサポート倶楽部宿泊施設等の割引利用

(4) 自己啓発・余暇活動事業 (続き)

事業の目的	事業名	内容
	(2) 遊園施設利用補助	<p>東京都内・近郊の遊園施設等を指定し、利用する会員及び同居家族の利便を図る。</p> <p>①遊園施設</p> <p>(10区合同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用補助券対象施設 : 39施設 <p>(10区合同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割引券対象施設 : 40施設 <p>・特別入園券[補助付]のあっせん</p> <p>※指定レジャー施設の割引利用</p> <p>※全福ネット協定レジャー施設の割引利用</p> <p>※全福センターライフサポート倶楽部協定レジャー施設の割引利用</p> <p>②プール施設 [夏季]</p> <p>(10区合同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用補助券対象施設 : 26施設 ・特別入場券[補助付]のあっせん <p>③スキー場施設 [冬季]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフト券[補助付]のあっせん : 3施設 ・施設の割引利用 <p>④東京ディズニーリゾート「マジックキングダム・クラブ」への加入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の割引利用 <p>⑤「東京ディズニーリゾート特別利用券」による利用補助</p> <p>⑥ユニバーサル・スタジオ・ジャパン「スタジオ・ファンクラブ」への加入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の割引利用

(4) 自己啓発・余暇活動事業 (続き)

事業の目的	事業名	内容
		⑦法人会員権取得施設を貸出し、利用する会員及び同居家族の利便を図る。 ・としまえん
	(3) バスツアー・宿泊旅行の実施	くだもの狩り等のバスツアー及び宿泊ツアーを実施する。 5回
	(4) 荒川区内共通お買い物券のあっせん	荒川区内共通お買い物券[補助付]をあっせんする。
	(5) クオカードのあっせん	全国のコンビニエンスストア等で利用できるクオカード[補助付]をあっせんする。
	(6) ジェフグルメカードのあっせん	全国共通食事券ジェフグルメカード[補助付]をあっせんする。
	(7) 図書カードのあっせん	全国共通図書カード[補助付]をあっせんする。
	(8) P A S M O ・ S u i c a 利用補助	P A S M O 又は S u i c a の利用に対して補助する。
	(9) E T C 利用補助	E T C の購入に対して補助する。
	(10) 観劇等利用補助	指定劇場での観劇等の利用に対して補助する。
	(11) 映画鑑賞利用補助	「チケットぴあ利用補助券」により映画鑑賞に対して補助する。
	(12) 映画等入場券のあっせん	映画、コンサート、観劇等の入場券[補助付]をあっせんする
	(13) スポーツ観戦券のあっせん	プロ野球及び大相撲の入場券[補助付]をあっせんする。
	(14) 美術館等入場券のあっせん	美術館、展覧会等の入場券[補助付]をあっせんする。

(4) 自己啓発・余暇活動事業(続き)

事業の目的	事業名	内容
	<p>(15) ホテル等食事券のあっせん</p> <p>(16) 指定店による割引利用</p>	<p>ホテル、レストラン等の食事券をあっせんする。</p> <p>デパート等を指定し、利用者の利便を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デパート ・ホテル ・結婚式場 ・葬祭 ・レンタカー ・自動車教習所 など <p>※全福ネット協定施設の割引利用</p> <p>※全福センターライフサポート倶楽部協定施設の割引利用</p>

5 荒川区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業（寄附行為第4条第5号関係）

事業の目的	事業名	内容
<p>荒川区が実施する勤労者福祉事業への協力等を行う。</p>	<p>(1) 姉妹・友好都市交流事業 (区補助事業)</p> <p>(2) 荒川区事業所功労者表彰事業準備業務 (区受託事業)</p>	<p>大多喜町、秩父市、つくば市へのタケノコ狩りなどのバスツアーを実施する。 各1回</p> <p>荒川区が実施する事業所功労者表彰事業の準備業務について区から受託する。</p>